令和３年度応急手当普及員再講習実施要綱

１　講習の目的

本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。

２　講習区分

応急手当普及員再講習（３時間）

３　講習実施機関

可茂消防事務組合消防本部

４　講習日時及び会場

別紙参照

５　定員

各日１５名程度

６　対象者

平成２９年に応急手当普及員講習Ｉ若しくは応急手当普及員再講習を受講された方

※今年度は、本来であれば平成３０年に応急手当普及員講習Ｉ、若しくは応急手当普及員再講習を受講された方が対象ですが、感染症対策による受講人数の削減のため、資格有効期限を１年間延長します。お間違えないようによろしくお願いいたします。

７　受講料

無　料

８　認定証の交付

再講習を受講された方に、新しい認定証を交付いたします。

９　申込み手続

受講を希望される方は、別紙（様式第６号）「応急手当普及員　講習・再講習　受講申込書」に必要事項を記入の上、可茂消防事務組合南消防署へ郵送またはファックスでお申込み下さい。また、ファックスの際には南消防署へ確認の電話連絡をお願いします。

１０　申込み先

509-0203　岐阜県可児市下恵土５６２９－１ 可茂消防事務組合南消防署　救急係 電話　０５７４－６２－０１１９ FAX　０５７４－６３－１３１６ ＨＰ　http://kamo-fire.jp 詳しいお問い合わせは南消防署救急係まで。

１１　申込締切日

令和　３年　７月　３０日（金）

１２　新型コロナウイルス感染症対策

講習開催日前１４日までに厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）を自身のスマートフォンにインストールし、講習当日まで１４日間継続して使用してください。また、受講に際しては、健康チェック票を記入し、当日受付に提出してください。

講習当日、受講者本人に発熱等の症状がある場合は、受講途中であっても帰宅をお願いする場合があります。

受講者本人に症状がなくても、受講当日１４日以内に、所属事業所内で新型コロナウイルス感染症感染者、または濃厚接触者等が発生した場合は、受講できません。

感染症対策により、受講人数の制限を設けて行います。応募人数によっては参加日の変更をお願いする可能性があります。

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令等や、県内の感染状況等を踏まえ、事務局の判断により講習を中止する場合があります。

１３　その他

実技講習がありますので、動きやすい服装、サージカルマスク（不織布）の着用でご参加ください。